

随意契約締結状況

| 契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量 | 契約担当部門課の名称及び所在地                                     | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                         | 契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|---------------------------|---|------------|---|---------------|--|--------------|
| 無影灯画像システム修理               | 一式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和5年4月13日  | 和歌山市手平3-8-43<br>株式会社 大黒                 | 1,850,000 円   | 契約業者は当該システムの導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 南館陰圧装置整備に伴う陰圧仕様工事         | 一式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和5年4月18日  | 和歌山市小松原通三丁目30番地                         | 1,705,880 円   | 予定価格が250万円を超えない工事に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則施行細則第35条)  |              |
| 簡易陰圧装置整備                  | 3台<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和5年4月18日  | 大阪市天王寺区玉造元町3番9号 八光ビル7階<br>株式会社日本医科器械製作所 | 2,600,000 円   | 緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 超音波診断装置Xario200用プローブ交換修理  | 一式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和5年4月20日  | 和歌山市福町37<br>キャノンメディカルシステムズ株式会社          | 1,050,000 円   | 契約業者は当該機器の導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)   |              |
| 非常照明修繕工事                  | 一式<br>和歌山市小松原通四丁目20番地<br>日本赤十字社和歌山医療センター<br>経理部 用度課 | 令和5年4月26日  | 和歌山市秋葉町4番8号<br>有限会社 中川電設工業              | 960,000 円     | 予定価格が250万円を超えない工事に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則施行細則第35条)  |              |